

特定非営利活動法人 コロンブスアカデミー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、不登校ないし引きこもりなどを経験したため、またはその状態を継続しているために、一般的な就職などによる社会的な自立が困難になると予想される、または現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して不登校ないし引きこもりなどの状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な共同生活、及び模擬的な就業体験の場などを提供する事に関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得する事に寄与する事、また、子育て支援、子どもの居場所づくり、放課後児童健全育成に関する事業を行い、親子や地域の人が集う場を提供し、子ども・青少年の健全育成をめざして、子育てを支えあう地域社会をつくる事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として次の事業を行う。

- (1) 青少年に不登校ないし引きこもりなどからの脱却の機会を与え、又、共同生活、社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営
- (2) 青少年とその保護者などに対する相談・支援
- (3) 青少年の自立に関する情報提供
- (4) 地域で子育てを支える場の提供・運営
- (5) 地域の子どもの居場所の提供・運営
- (6) 放課後児童健全育成のための学童保育の運営
- (7) その他 上記事業に関連する諸事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人 |
| (2) 賛助会員 | この法人の事業を賛助するために入会した個人 |
| (3) 賛助法人会員 | この法人の事業を賛助するために入会した法人 |
| (4) 特別会員・名誉会員 | この法人に功労のあったものまたは学識経験者で特別会員
又は名誉会員として理事会において推薦された
個人または団体 |

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員並びに賛助法人会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 特別会員または名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員を除く会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の搬出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上9人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人以上3人以内

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれる事になってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。

4 理事は、理事会を構成し、法令並びにこの定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況または、この法人の財産状況について理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受ける事ができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任または解任、職務及び報酬

- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。） その他の新たな業務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、その事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要を認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した記事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第44条 予算追加または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の

認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告について

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれに定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成13年1月31日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成12年10月31日とする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 5,000円 会費年額 10,000円
 - (2) 賛助会員 入会金 無し 会費年額 1口2,000円(1口以上)
 - (3) 賛助法人会員 入会金 50,000円 会費年額1口50,000円(1口以上)
 - (4) 特別会員 入会金 10,000円 会費年額 10,000円

附則

この定款は、平成15年2月1日から施行する。

附則

この定款は、平成16年3月31日から施行する。

附則

この定款は、平成17年12月17日から施行する。

附則

この定款は、平成18年5月16日から施行する。

附則

この定款は、平成20年10月27日から施行する。

附則

この定款は、平成21年6月4日から施行する。

附則

- 1 この定款は、平成22年3月26日から施行する。

- 2 この法人の定款変更当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、平成21年12月20日から平成23年12月19日までとし、次期の役員の任期は平成23年12月20日から平成25年6月30日までとする。
- 3 この法人の定款変更当初の事業年度は、第41条の規定に関わらず、平成21年11月1日から平成22年10月31日までとし、翌事業年度は平成22年11月1日から平成23年3月31日までとする。